

24 長寿 05553 号  
平成 24 年 4 月 23 日

各指定(介護予防)居宅療養管理指導事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公 印 省 略)

指定(介護予防)居宅療養管理指導費の「同一建  
物居住者に対して行う場合」の算定について

平成 24 年度の介護報酬改定により、居宅療養管理指導については、医療保険との整合性を図る観点から、居住の場所別の評価等について見直しが行われ、「同一建物居住者以外に対して行う場合」と「同一建物居住者に対して行う場合」に区分し、算定されることになりました。

この度、その算定方法について、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。  
なお、算定に当たっては、適切な運用をお願いします。

記

平成 12 年厚生省告示第 19 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の 5 及び平成 18 年厚生労働省告示第 127 号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の 5 の解釈について

(問い) 医師等が同一日に同一の建物に居住する複数の利用者に居宅療養管理指導を行う場合は①②のどちらで算定すべきか。

- ①その複数の利用者全員に「同一建物居住者に対して行う場合」の算定を行う。
- ②その複数の利用者の内 1 名のみは「同一建物居住者以外の者に対して行う場合」を算定し、その他の利用者には「同一建物居住者に対して行う場合」の算定を行う。

(答え) ①で算定する。